

在宅療養者のお口の健康を守ります ～歯科衛生士が行う居宅療養管理指導～

居宅療養管理指導とは

要介護認定を受け、在宅で療養中の通院が困難な患者さんに医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが定期的にご自宅や施設を訪問して療養上の管理や指導、助言等を行う介護保険のサービスです。また担当のケアマネジャーにケアプランの作成に必要な情報提供を行い、療養生活がより良いものとなるよう多職種と協働して支援していきます。

在宅療養者の口腔健康管理

要介護となられた方への生活の場で行う訪問診療は、むし歯や歯周病の治療、入れ歯を作るといった治療だけでなく口腔の健康を管理していくことを目標としています。口腔には食べる・会話をする・表情(笑顔)を作る・呼吸するなどの機能があり、生命を支えるだけでなく、コミュニケーションを図り、生きる喜びにつながる重要な部分です。歯科訪問診療を行った歯科医師の指示を受けて歯科衛生士が訪問し、「口の衛生」を保ち、「口から味わい食べる楽しみ」を支えます。医療や介護のさまざまな職種と協働しながら、その人らしい生活が送れるように支援していきます。

歯科衛生士が行う居宅における口腔健康管理の大きな目的は、要介護高齢者の口腔衛生管理により誤嚥性肺炎のリスクを低減すること、口腔機能管理により窒息を予防して口から美味しく安全に食べる支援をすることです。

口腔衛生管理について

8020達成者(80歳で20本以上の歯を保っている人)が増えていますが(図)、要介護状態になるとご自身で口腔清掃が思う

ようにできなくなることもあります。このような場合には、歯科衛生士による口腔衛生管理が必要になります。口中は大変デリケートな器官であり、たとえ家族でも歯みがきを行なうことは、信頼関係があっても難しい行為です。このため介護者が苦労されているケースが多くみられます。この場合、身近な介護者による日常的な口腔ケアが、不快感なく継続できるように、適切な用品とその使用方法について指導し、毎日の口腔ケアが継続できる環境を整えることが大切です。また、できるだけご自身での口腔清掃ができるような工夫や、道具の選択も重要です。さらに口から食べられなくなってしまっても、最期まで口の中を清潔に保つことが重要です。

〈歯の状況(20本以上の歯を保っている人の割合)〉

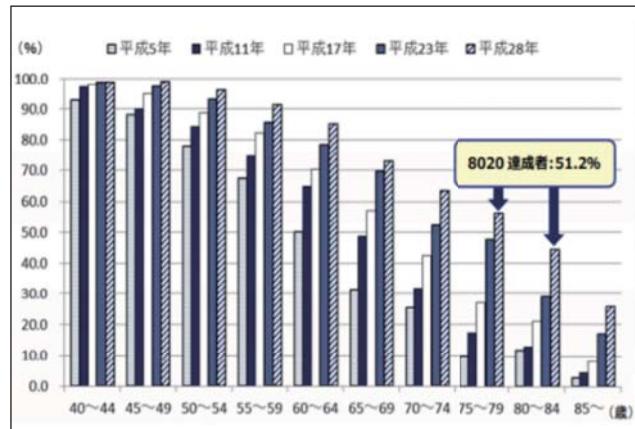


図 平成28年 歯科疾患実態調査結果の概要 厚生労働省
(8020達成者は、75歳以上85歳未満の数値から推計)

歯みがきが困難になった事例



脳卒中後の後遺症で利き手に軽い麻痺^{まひ}がある患者さん。握りやすいように柄を太くする工夫をした歯ブラシを使って歯みがきの練習をしました。



認知症で口腔ケアに拒否がある事例

グループホームに入居している認知症の患者さん。歯みがきを嫌がり、口を閉ざしてなかなかみがくことができず、口臭が強くなっていました。やわらかい毛の歯ブラシに交換して歯科衛生士がゆっくり手をさすことから徐々に首や頬をマッサージ、口元へとアプローチし、声を掛けながら優しくみがくことを繰り返し、少しづつ歯みがきに慣れていきました。職員にも同じように指導をしたところ、次第に歯みがきの拒否が出なくなりケアが継続できるようになり、口臭がなくなりました。



入れ歯の清掃の事例

認知症が進行した患者さんが、義歯を入れたまま歯みがきをしていたため、義歯内面に汚れが厚く付着していました。嚥下障害もあるため誤嚥性肺炎が心配されます。ご家族に介助をお願いし、義歯の外し方と内面の清掃方法を指導しました。



在宅療養中で歯科医院に通院が難しい方は、歯科訪問診療を受けることができます。日常の口腔ケアや口から食べることに関するお困りごとの相談が可能です。ご希望がある場合は、かかりつけの歯科医院、お住まいの地域の歯科医師会、担当ケアマネジャーにご相談ください。

(公益社団法人日本歯科衛生士会 在宅・施設口腔ケア委員会)